

## 第9回 長野県本人確認情報保護審議会 議事録(2003.8.19)

### 出席委員

不破会長、櫻井委員、佐藤委員、清水委員、中澤委員、吉田委員

### 県出席者

田中知事、宮尾総務部長、田山企画局長、西泉市町村課長、岡部住基ネット対応チームリーダー、久保田文書学事課長、松林情報政策課長 ほか

### 事務局：

それではお待たせをいたしました。ただいまから、第9回長野県本人確認情報保護審議会を開会いたします。開会にあたりまして、田中知事からあいさつを申し上げます。

### 田中知事：

第9回目でございます長野県本人確認情報保護審議会を開催させていただきます。

大変に皆さまには濃密なる議論、そして実効性のある、まさに本人確認情報保護ということに関してご議論をいただいていることを改めて感謝を申し上げるところでございます。

ご存じのように、先般、総務省側の委員との公開討論というものを踏まえまして、8月15日に私が知事会見を開催いたしました。また、その後既にご承知かとは思いますが、日曜日にもテレビ番組の中で質問を受けまして、かねて報道されておりますように、長野県としてこの住基ネットのシステム、今まで私どもが把握していた形とはですね、少なからず異なる構造の部分があるということもわかってきたわけでございます。私は、4つの私どもの今後の方針ということを出したわけでございまして、資料1でお渡しを申し上げているところでございますが、インターネットに接続をしている団体というものが日本で800近く、また長野県においても現在私どもで把握している限りで22という基礎自治体がございますので、これらに関しての侵入の実験ということを早期に行うべきであるというふうに考えております。また、これら22の自治体に関しましては、今日もご議論になれるかと思っておりますが、新しいいわゆるウイルスというものも世界的にまん延をする中において、また、日本の国内においてもそうしたものがインターネットの上で感染を余儀なくされた自治体もあるところでございます。そのためにも、これら22の自治体に対してはですね、分離の対策を実施するように求めていくところでございます。また、同様のことを各都道府県にも申ししているところでございます。また、さらにはご存じのように、800億円余の金額を用いましたわけでございますが、私どもが把握するところでは、これは必ずしも専用回線と呼べるような状況にはないという形でございます。暗号等があるので、これは実質的な専用回線であるというような解釈もあるいは成り立つとおっしゃるむきも、いわゆる学究の徒の中にはですね、学者の中にはあるいはおられようかとは思いますが、私たち実際に、長野県もまたこのいわゆる住基ネットというものに関係がある実務を行ってるところでございまして、これらの中で私たちは地方自治情報センターという、財団法人であるということもいささか奇異には思うところなんでございまして、また300近い、私どもが今後情報をやり取りするという機関もあるわけでございますが、これらの機関の安全性ということも、これは私ども積極的に確かめていかねばならないというふうにも思っているところでございますが、この地方自治情報センターに委任をいたしております事務に関してもですね、再検証、再検討を行っていかねばならないと、このようにも思っています。

これは既に長野県の方針としてお話を会見でいたしましたところでございまして、また、一部にはこ

の会見の内容をもって、いささか私どもの真意とは異なる報じられ方をしたむきもございますが、その後の私のさらなる発言を踏まえてですね、その後、新たなご認識をお示しになってない表現者もございませけれども、おおむね私どもの考えというものがご理解を、報道においてもいただけてきているのではないかという気がいたしております。

本日、先ほどまさにウイルスにも感染しがちなインターネット上ではございますが、仙台市の藤井黎（はじむ）市長というのが会見をなさしまして、長野県が県独自のシステム構築を目指す考えを示していることに関して、これは時事通信の報道でございますが、長野県知事の考え方には一理あると。安全面もさることながら、地方分権という文脈を大事にしている気がすると理解を示したということでございます。

私どもはまさに県民の税金を用いる機関でございますので、またその県民の安全ということを行うために公僕として働かせていただいているわけでございます。私どもの考え方は以上でございます。今日の場においてもですね、それを踏まえて、また皆さまからさまざまご提言を、ご助言をいただけることを期待いたしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

事務局：

それでは早速、審議事項に入らせていただきます。

これからの進行につきましては、不破会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

不破会長：

はい。今日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。第9回の本人確認情報保護審議会を始めさせていただきます。本日は5時終了を目途とさせていただいておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認なんですけども、資料1、2、3、次に参考資料がございます。あと、清水委員さんのほうから今日提出されました資料が、2ページにわたるものが1部ございます。

それでは、本日の審議事項でございますが、前回の審議会以降、いろいろなことがありまして、それを1つずつ討議をさせていただきたいというふうに思っております。まず始めに8月5日に開催されました総務省との公開討論会につきまして、その総括をまず最初にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この公開討論会につきましては、発言の要旨というものを参考資料のところに事務局のほうで作成していただいた資料をお配りしております。実際の討論録の中から、その要旨を事務局のほうで拾い出させていただいたということでございます。この中で、私としては今回の総務省との討論会で注目すべき点がいくつかあったと思っております。1つは市町村の責任について、総務省の井上課長さんは、「1つの市町村から他の市町村に影響を及ぼさない」というのが総務省で考えているセキュリティであるというふうに述べておられて、市町村の中にありますCSサーバもCS端末も市町村側の管理で責任を持って担保していただくと。市町村側の責任であって、総務省側は、ここはセキュリティの範囲ではないと。総務省側のセキュリティの範囲ではないということを明言されたということが、まず1点あるかと思っております。また、どこの市町村が望んで作ったものなのかということについての明言もされなかったということ。それから、侵入実験につきましては、安田委員のほうからペネトレーションテストが必要という状況は正しいというご発言がございました。安田委員は過去にも5月に開かれた別のセミナーにおいて、ファイアウォールがあるから安全ということが成り立たないというようなことも強調しておら

れる委員でございますので、ぜひ、このペネトレーションテストについてもご協力をいただきたいというふうに私どもは思っております。また、この侵入試験につきまして、総務省の井上課長さんは少し誤解をした発言をしておられまして、「長野県の審議会としては、危機が現実化しているという話をされている。しかし危機が現実化しているという話をされている一方で、公開実験をしないとよくわからないと言っている。よくわからないにもかかわらず、危機が現実化しているから離脱をせよとおっしゃっている」という発言を何回か繰り返ししておられます。これは、井上課長さんがどこでこのような発言を私どもがしたというふうに思っておられるのかはちょっとわからないんですけれども、改めて説明をこの場でさせていただくと、私どもは危機が現実化していると確信をしているということです。我々は現実化しているかどうかかわからないから公開実験をしましょうと言ってるのではなくて、私どもは危機が現実化していると認識をしています。ところが、総務省側は現実化していないとおっしゃるので市町村は非常に困っておられる。そこで、じゃあどちらの言い分が正しいのかということを開発実験をして、実験の場でしっかり確かめましょうと言っているのであって、私どもは実験をしなければ危ないのかわかりませんよというふうに申し上げてるわけではない。ということをごここで申し上げたいと思います。あとは、この8月5日は、私、海外に学会で出張をしております、そこから帰ってきて、成田から一目散で麹町会館に駆け付けて、何とか傍聴席に滑り込んだという状況でして、実際に討論に参加していただいたのは、吉田委員、清水委員、佐藤委員、櫻井委員でございますので、ご出席の各委員からこの公開討論について一言ずつご意見をいただきたいと思っておりますけれども、では吉田委員さん。

吉田委員：

討論に参加させていただきまして改めてわかったことというのは、総務省側の考え方ですね。それから、各委員さんからお話がいろいろ出ておりましたけれども、まず大山先生は、なぜか住基カードのほうにお話を持ち込もうとされていらっしゃいましたけれども、そういうお話は私どもからは望んだ形ではなかったのになということと、それから安田先生が、かなり具体的に示せというお話をされているんですけれども、安田先生はホームページですね、サーチエンジンで先生のお名前を探すと、あちらこちらでですね、『IT封鎖』というコメントを出されております。そのコメントの中を読むとですね、「つながってるやつが悪いことをします」と。「つながっているだけで駄目なのです」と。しかも「モグラたたき状態であちこちで、どこでもやられてしまう」と。「セキュリティレベルの一番低いところからそっと入っていきます」と。「危ないと思ったら、つなぐのをやめることです」と。「これをIT封鎖と言います」というふうにならね、このフレーズっていうのはどんどん使い回しされていて、どちらでも出されているコメントのようなんですが、認識としてはですね、つないだら危険なんだと。危ないと思ったらつなぐなということでは言われているわけですし、かなり立場変わればということと、やっぱりNTTさんから来た方なんだなというふうに、個人的にはそういう感想を持ちました。以上です。

不破会長：

はい、ありがとうございます。

清水委員さんは資料をまとめておられるのは後にしますか。

清水委員：

そうですね。ちょっとだけ...、一言。

詳しくは総括のほうでまた別途説明したいと思うんですけれども、第1回公開討論会をやったことの

意義は非常に大きかったと思います。これまで、我々が議論してきて、どうも総務省の認識と我々の認識が違うところがありはしないか。重要な部分ですね。それは、やはり公の場できちんと話をしたということで、どこが違うのかということをはっきりできたことで、それぞれ県なり市町村なりが前提とすべき事実が何なのかということがはっきりしたことで、より問題を自分たちで考えやすくなったという気がします。それと、住基カードについて大山さんからの話が出かかったわけですが、住基カードについては第2回にしましょうということで、大山さんもそれ以降は住基カードについてお話をしていなかったもので、それは第2回以降にぜひ実現したいと思うんですが、カードの話をする場合も、大山さんは、カードだけのセキュリティの話をしたかったようですが、当然あれを作るのも発行するのも利用するのも全部人間ですので、その問題を含めて、セキュリティの問題を考えないとお話にならないという感じがしているので、住基カードの問題についても今後、この審議会の中できちんと議論、検討していく必要があるというふうに思います。

不破会長：

はい、ありがとうございます。佐藤委員さんはいかがでしょう。

佐藤委員：

国が住基ネットは安全だという前提として、市町村の管理が万全であるという前提のもとに、国がこのネットは安全だと言っていることがわかりました。100何項目からなるチェックリストを提示をして、17項目は全部最近3に付いたと言っていますけれども、そのほかの項目はまだ1とか2とかあるわけですが、いずれにしても、現場の管理が100%完璧にできた上で始めて成り立つネットワークだということが明確になったわけでありまして、その現場の管理のところを、国サイドでは一切責任は取らないということも明確になったわけです。したがって、市町村の責任というのは非常に大きいということがはっきりしたわけでありまして、市町村に責任を押し付けながら、実は一方において、国は安全だ、安全だと言ってるということが問題だということで、我々と国との間で意見が合わないというような、平行線というような解釈もいくつも出ておりますが、私どもとしては平行線ではなくて、問題提起をしたものに対して、疑問に対して国側が答えられなかったという項目が圧倒的に多かったと感じております。唯一、侵入経路を、侵入方法を示せということについてだけ私どもは答えませんでした。これは当たり前でありまして、自らが、国がやった安全だという試験内容についてすら国は公言できない、公開できない、セキュリティの問題があると言ってるものに対して、我々はこうやれば侵入できるという方法を公衆の面前で言えるわけではないわけでありまして、一体どういう感覚で侵入経路を示せと言っているのか。非常に、それこそがまさに住基ネットを崩壊するものでありますので、それについては我々は答えなかったわけですが、そこをもってして議論がかみ合っていないというような、そういうご指摘もありましたけれども、おおむね私どもとしては問題点を明らかにしたという会議であったと思います。以上です。

不破会長：

はい。櫻井委員。

櫻井委員：

私はこの前のセッションを通じて、この住基ネットは間違いなく地方自治体の切り捨てにほかならな

いということにさらに強く感じました。この住基ネットの仕組みというのは、あそこで私たちが住基ネットというのはどういう範囲のことを言いますかと尋ねましたら、市町村のCSとCSの端末機まで含むということは明言なさったわけですが、そのところのセキュリティの監視というのは国も地方自治情報センターも行いませんということでした。そして、この中枢部のところだけはきっちり国や地方自治情報センターがやりますけれども、あとは、地方自治体のネットワークは地方自治体の責任だということをはっきり言いました。国はこの件に関して地方自治体を守ってくれることはないんだということが、まず明らかになりましたね。その後私たち、8月15日に会見して申しあげましたけれども、8月13日にこの住基ネットがピラミッド型ではなくて、並列型であるということがわかりまして、さらにこのことから、県も実は地方自治体、市町村を守ろうと思っても守ることができないんだということがわかりました。ですから、市町村は国によっても守られない。国は守る意思もないわけですから、守ってもらえない。県が守ろうと思ったとしても、守ってもらえない。つまり、住基ネットという類例のない巨大なコンピュータネットワークを前にして、すべての市町村はただ一人、自らを守るために立たなければならないという状況であるということがはっきりしたわけですね。にもかかわらず、総務省はこれは地方自治体が望んで作ったんですと。あの井上源三さん、何度もおっしゃいました。清水委員が、ならば100でも1000でも、どの自治体が望んだのか言いなさいよと言いましたら、固有名詞は1つも挙がってきませんでしたね。押し付けておいて、あなた方が望んだんでしょという論法でございますし、だからお金も自分で出ささい。技術も自分ですよ。公的責任もあなたですよ。全部あなたの責任ですよというような姿勢はですね、実に憎むべきもので、これはかつての関東軍と同じやり方なんですね。あの1930年代に日本国政府は、国民に満州などへの移住を随分勧めました。関東軍は暴走をいたしました。そしてご承知のように、日本は戦争に負けました。負けて敗走するときに、関東軍は満州そのほか中国に移住していた国民を本当は死んでも守らなきゃいけなかったんですね。でも軍は何をしたでしょうか、あのとき。自分たちが真っ先に逃げたんですね。国民は置き去りにされました。自分の力で逃げなきゃいけなかった。逃げ切れない人は自分の一番大事な子どもを置いてきたんです。だから、私たちは中国残留孤児を生んでしまったんですね。いざとなったら、自分たちだけが逃げてしまう。やらせるときには国の力、国の権威、行政主導の中でやらせておいて、あなた方がやったんでしょ、責任取りなさいよ、やりなさいよと言って、そのシステムが危ないときには自分たちはいち早く安全圏に逃れて、市町村及び国民を置き去りにする。住基ネットは21世紀の関東軍であるということを私は強く感じました。

不破会長：

はい、ありがとうございます。

あと、私と同じように傍聴しておられた中澤委員さん、ご意見ございますでしょうか。

中澤委員：

そうですね。私は聞いていて、やはりかみ合っていない、要するに、論点が1つのところに向かってキャッチボールするというような論点にはなっていない。どうしてもそういうふうには聞こえました。というのは、やっぱり住基ネットそのものの設計思想の中では、やはり市町村というものは、そんなに信用していないという言い方はおかしいけれども、信用していないわけですよ。そういう中でですね、どういう格好であっても住基ネットそのものは守ろうという設計思想で作られているということは事実だと思います。こういう中で、だから何ていうんですか、仮にCSまで入れたとしてみても、いわゆる先

ほどの井上課長の話じゃないんですけれども、他の市町村へ影響を及ぼすような設計はしてないんだということをおっしゃっておられるわけですね。その部分で、どうしても本県側の皆さんは、どちらかというところ、市内ネットワークのことを言われる。向こう側の人たちはいわゆる全国ネットのことを言っている。そういう部分がちょっと感じられました。それから、仮に、ひとつ私が聞いていて面白いなと思ったのは、普段、清水さんの法律解釈を聞いてるわけですけども、そういう中でこの住基ネットが仮にないとしてのお話ですけども、井上課長さんがおっしゃられた、いわゆる住基法3条の適正管理規定というのは、住基ネットそのもののみを指しているんじゃないんだと。住民基本台帳事務全体を指しているんだと。そうすると、仮に住基ネットは今ないとしてみても、インターネットに接続しているような環境の中で、今現実に住民基本台帳事務が行われているわけですね。こういうことが市町村はどうとらえたらいいのかというのを非常に興味深くという言い方はおかしいんですが、感じながら聞きました。

清水委員：

そうですね。

不破会長：

いつもこの話になると、従来の市内LANはどうなるんだという話になってしまうんですけども、私も、この審議会は個人情報保護の審議会で、その部分について重点的に審議をする、そのセキュリティについて審議をするところなんですけれども、もちろん市内LANの部分により重要な情報が入ってるということは認識しております、ぜひそこもセキュリティ面を、何とかこの審議会の中でも及ばずながら安全性の確保について具体的な提言をしたいと思っております。それについては、また後の議題の中でこの提言をさせていただきますし、ぜひそこは中澤委員さん、一番経験をお持ちですので、その提言について具体的なコメントとか、その実施にあたってのご協力とか、お願いをしたいというふうに考えております。あと、清水委員のほうから総括ということで資料が出ておりますので、これに基づいて少し説明をいただけますか。

清水委員：

事務局のほうで作ってくれた参考資料はたくさん書いてあるんですが、私のほうで確認されたこととして、わりと重要なことはこんなことかなというのをまず書いてみました。それは、ここでも既に挙がっていることでもあります、国が強固な監視体制をとっているのは、地方自治情報センターと都道府県のCSだけであり、安全だと言ってる範囲は、地方自治情報センターと都道府県のCSだけである。3200余の市町村は上記「安全」の範囲に入っていない。これは確認できました。それから2点目として、住基ネットの法制化を全国の市町村が要望したという事実がないと。総務省市町村課の井上課長の口からは具体的な自治体名は1つも挙がりませんでした。地方6団体から要望があったという趣旨の弁解をしていましたが、その要望のもとになる具体的な自治体名も1つも挙がりませんでした。3点目として、既存住基のインターネット接続は「危険の現実化」ではないというのが総務省の見解だというふうに理解できました。それから、住基ネットのファイアウォールは絶対である。万が一破られたとしても、「公開」されている「4情報」に過ぎないから大したことはないということもおっしゃっていました。それから、5点目として、市町村の既存住基システムへの侵入試験を実施する意味はあるということは間違いなく獲得できました。

これを踏まえて1から導かれることですが、まず1点目の事実からですが、市町村は自分の自治体の住基ネットCSが安全だと結論付ける根拠を国に求めることができなくなりましたから、自ら根拠付けなければならなくなりました。総務省市町村課の井上課長も、市町村の住基ネットについて市町村が責任を負ってもらうということを明言していました。2点目の事実からは、市町村が責任を負うべき立法事実が存在しないということも明らかになりました。市町村が望んでいないということは市町村のメリットが少ないということであり、費用対効果、これは地方自治法2条14項、地方財政法4条1項で、いわば地方財政の根本的な考え方、さらには違法性、適法性に影響する問題でありますけれども、費用対効果に重大な疑問があるということがはっきりしてきました。自治事務、自治体にとって自分の仕事になっているのは、住基法の一部改正という手法をとったために過ぎないという、言ってみれば便法として自治事務にさせられてしまったということが言えるのではないかと思います。それから、3の点からですが、「危険の現実化」という点ですが、国は既存住基に対する危険性は住基ネットに対する危険ではないという認識に立っており、既存住基の安全性については関心がありません。そこから発生する問題についても一切関与するつもりはない。つまり、ここは自力でとにかくやってくれということです。4点目の、「ファイアウォールが絶対だ」という件ですけども、総務省の個人情報保護の考え方は、かなり底が浅いということが改めてわかりました。「ファイアウォールは絶対だ」と主張することにこと自体、現実味がありません。また、万が一破られても公開されている4情報に過ぎないと説明していますが、4情報ではありません。住民票コードと変更履歴を含む6情報であり、住民票コードは秘密にしておくべき番号でもあるわけです。これを常に4情報というふうに言い間違えるところが、私は非常に問題ではないかと思います。それから、4情報も公開はされていません。これはもう繰り返し我々各地の説明会でも申し上げてきましたけれども、住基法の11条の手続きに従わなければ閲覧ができません。この手続きの面倒くささが個人情報保護として機能しているわけですけども、総務省はそういうことを全く無視しています。この差が理解できないようでは個人情報保護を語る資格はないと言わざるを得ないと思います。それから5点目ですが、市町村の住基システムの侵入試験について、協力自治体を見つけて侵入試験を実施するという点については、これは安田さんのほうも、このところについては同意をしていたというふうに理解をしました。地方自治情報センターは侵入試験をしているらしいですが、その事実は公表されていません。総務省側からすれば安全性を確認するために、審議会側からすれば脆弱(ぜいじゃく)性を確認するために侵入試験を行う。この点も確認ができました。公開討論会での対立点は侵入試験の方法と公開の方法についてであり、侵入試験をすること自体については合意ができました。

次に費用対効果ですが、国、都道府県、市町村それぞれのレベルでコスト削減のメリットを金銭的価値に置き換えてみて、セキュリティ等のコストとの対比を行うべきであります。このコスト対比をしてメリットが上回るのであれば住基ネットを続ける意味がありますが、そうでないならば、費用対効果の観点から評価できません。それでも住基ネットを続けるというのは市町村の選択ということになります。明らかにマイナスが大きいのであれば、上記規定から不参加が認められるべきであります。メリットによるコスト削減分に比べて維持費のほうはるかに高つく場合、住民監査請求、住民訴訟が繰り返し起こされることは覚悟しておくべきです。

次に、市町村の選択権ですが、市町村が望んでできた制度であることを前提とすると、そうでないことがはっきりした以上は、参加を望まない市町村に参加を強制することは不合理です。適切な管理義務を果たせない市町村に住基ネットへの参加を強制することは危険さえあります。参加自治体からの批判・不満、「法律は守るべき」「全国一律でない」といった意見が出るのが考えられます

が、法律を守るためにやめるといえると思います。また、全国一律でないという意味がないのは国にとっての住民票コードであって、コンピュータネットワークではありません。

では不参加になるうとする場合、住民に対しての不参加の理由。特に自治体の財政状況と住基ネットの費用対効果、また、できないものはできないということを率直に認めるべきです。不参加により不便になる事務と、それへの対応を説明する必要があります。また、基本的に従来の住基事務処理を行い、そのことを住民に了解してもらう必要があります。新たな事務については個別に対応を検討する必要があります。

県のサポートですが、住基ネットを進める自治体に対しても住基ネットへの参加をやめる自治体に対しても、できる限りの協力をするという立場にあると思います。以上です。

不破会長：

ちょっと1点教えていただきたいんですけども、費用対効果で地方自治法の2条と4条を挙げておられますけども、これはどういう条項なんでしょうか。

清水委員：

地方自治法の2条14項というのは、「地方公共団体はその事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めると共に、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」という規定があります。それから、地方財政法の4条1項には、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えてこれを支出してはならない」という規定があります。ちょっと1つ付け加えると、住民訴訟でいわゆる県民が違法な支出ということで勝っている訴訟というのは、具体的な違法な規定というよりも、今申し上げた2つの規定が根拠になって、知事の交際費ですとか、首長の交際費ですとか、それから、議員の野球大会ですとか、そういったものが違法な支出だと認められてる法的根拠はこの条文にあります。つまり、これは地方財政の最も基本的な考え方であって、公共的な財産というのは最大限に効率的に利用しなければいけないという考え方に基づいている、大本になる条文ですので、これは明らかに費用対効果のバランスを失しているという場合には、個別の法的な規定がなくても、これを根拠にして裁判では違法の認定はされるということです。

不破会長：

はい、わかりました。非常に重要なご指摘だと思います。どのぐらいのコストがかかるのかということと、逆にメリットについて、それを金銭に置き換えてきちっと評価をしていくと。実際に評価するのは県であり、また市町村ということだと思いますけども、我々はそのための尺度を提供していくということだと思います。

清水委員：

そうですね、はい。例えば通信費が節約されるということになりますけども、じゃあその場合、各市町村、県でどれだけの封筒代、切手代、あるいは例えば印刷をするときのインクとかも入れたいのであればそういうものも含めていただいて、かたや、じゃあその住基ネットにしたことよってのセキュリティコストですね。それが見合うかどうか。そういったものの、今までメリット、デメリットという言い方自体はしていたんですけども、じゃあそれは実際の人的な負担、経済的な負担ということ考えた場合にバランスを失っていないかどうか。これはやはり地方財政の基本的な根本的な問題につながっ

てくるんじゃないかと考えています。

不破会長：

もう1点確認なんですけども、この費用対効果の議論の中で、よく総務大臣が言われる1万円の中身を100万円の財布で守るってということとは違うということをご説明いただきたいと思うんですけども、つまりセキュリティを確保する、住民の情報を守るということに関して、ここに費用対効果を出すのはおかしな話であって、住民の情報を守るというのはもう当然の話で、今考え得る最高レベルのセキュリティ技術をそこに課さなきゃいけない。それを費用としてきちっと算出しなければいけないということだと私は思っているんですけども。

清水委員：

確かに、個人情報を守るっていう場合に、1つの方法でしか考えるようになると、それはいくらか業者が安くしてくれるかどうかというだけの話ですけども、方法をいくらでも、何十種類、何百種類でも考えたときに、その自治体にとって最もコストが少なく、セキュリティレベルはそれと同じ、あるいはそれ以上のものがあるのであれば、そちらを選ぶべきだということになります。

不破会長：

はい。以上が総務省との公開討論で現時点での総括ということになるかと思います。

次の審議に移らせていただきたいと思いますが、国の外郭団体である地方自治情報センターに、7月からずっといろいろな事柄につきまして県のほうから照会をしておられると。それについてなかなか返事がなくて、返事がきても不十分な返事であったりしている関係で、現時点での地方自治情報センターへの照会事項について、その回答状況を事務局から報告いただけますでしょうか。

西泉市町村課長：

資料3をお願いいたします。

地方自治情報センターへ何度か照会しております。前回の審議会でも出ました質問事項について、一通り回答が返ってきたものについて、さらに再質問を出したものがこの資料3でございます。平成15年8月の4日で、この質問をうちのほうからメールで地方自治情報センターへ照会しておりますが、まだ現時点のところ回答が返ってきていないという状況でございます。以上でございます。

不破会長：

はい。いくつか質問をされて、例えば7月10日に地方自治情報センターに照会されたことにつきましては、8月1日にやっとその返事が返ってきた。それが不十分な返事でありましたので再質問を4日にして、今日この時点ではまだ回答がきていないということでもよろしいでしょうか。

西泉市町村課長：

はい、そのとおりです。

不破会長：

これからも県のほうから、県は地方自治情報センターにとってみれば契約者ということになるわけで

すから、お客様ということになりますから、ぜひ客が求めている、特にセキュリティに関して非常に大事なことを県としても心配をして聞いているわけですので、ぜひご回答をいただければと思っております。もちろん、回答をいただいたものはセキュリティ上の問題がありますので、公開をするというものではありませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

清水委員：

ちょっとすいません。今の資料の3のところなんですが、これを見ると「また…」っていうのは一番下のところに書いてありますよね。私も元の文章は見ているわけですが、確かに公開できない部分もあると思うんですが、やはり、ここはぎりぎりのところとして、かなり問題がある回答がされているので、私はやっぱり極力ですね、向こうと交渉をして、公開されるべきものも公開しないということにならないように、ぜひ、どういう回答がくるかわかりませんが、やはり重要で公開したほうがいいとこちらで思う部分については、ぜひ県の側としてもですね、積極的に交渉をしてもらってですね、公開されるべきものは公開するというふうにしていただきたいと思います。我々だけで知っていて、やはり後で問題だったよなとなってしまうのは、かなりまずいと思うんですね。

不破会長：

わかりました。地方自治情報センターからの回答、いくつかの項目がございます。それぞれの項目について公開できるのかできないのか。できないのならば、なぜできないのかということを変更して質問を出していただくということではいかがでしょうか。市町村課のほうで。

西泉市町村課長：

はい、わかりました。

不破会長：

よろしくお願いたします。

それでは、住基ネットに対する長野県の今後の方針等につきまして、審議を移らせていただきます。資料1が、8月15日に長野県で出された長野県の今後の方針ということになるかと思っておりますけれども、この点につきまして県のほうからご説明いただくことはできますでしょうか。

田中知事

先ほど冒頭にも申し上げたところでございますが、もし…。

不破会長：

それでよろしいですかね。方針について4つ冒頭で説明をいただいたので、各委員、その後この資料は見ておりますので、じゃあ、これを受けたというかたちで、私どもでこれから審議させていただくということで…。

田中知事：

補足すれば、下に資料が付いておりますが、いわゆるピラミッド型ではないということが、総務省の資料の中では、私たちがこれ3ページに記しましたような形にはなってはおりませんが、私が把握する

限り、一部だけこのようなループ型と見られるような表示がございます。ただ、私どもはそのような説明を今まで受けてきてはおりませんし、私どもの担当職員もこの3ページの図のような形では把握はしてこなかったと思っております。この場合におきまして、先ほど清水委員からもご指摘がありましたように、地方自治情報センター側、いわゆる総務省、国側がですね、安全に関して確認をしている部分にはですね、外側の部分でこの市町村間において、あるいは異なる都道府県の市町村間においても情報のやり取りが行われているのではないかとということでございます。

それと、国・都道府県・市町村という形ではなくて、ある意味では都道府県と市町村も地方政府ということで、国の中央政府とですね、それぞれがダイレクトにつながってきているという形でございます。そのあたりは十分、むしろ皆さまのほうがその後の報じられてる点等でご承知おきかとは思いますが。

不破会長：

はい、ありがとうございます。

それでは、この8月15日の方針を受けまして、私どもとしまして、その後8月15日の3時から記者会見を県庁でさせていただきます。その場で、この方針を受けての今後の審議のあり方についての回答をさせていただいたということです。その中で、この審議会としてできるだけ早く具体的な新たなネットワークにつきまして具体的な提言をしたいと申し上げました。その後、主に吉田委員さんと佐藤委員さんにご協力をいただきまして、大急ぎでこの新しいネットワークづくりにつきましての骨子をまとめさせていただきます。まだまだ、大急ぎでまとめたものですので至らない点もあろうかと思えますけれども、これからの討議のたたき台にさせていただければと思ひまして、今日資料2のかたちでまとめたものを、これから説明をさせていただきたいと思ひます。

私は、今の住基ネットには、費用対効果ではなくて、ネットワークのセキュリティという面に関しまして4つ問題があると思っております。これはこれまでの審議会の中でもたびたび出てきた点ですので、繰り返すかたちにはなりませんけども。

1つ目はインターネット側から、これはまさに今、危険が現実化しているという議論の中で出てきている、インターネット側から、各市町村のインターネット側から市町村の中にあるCSサーバが攻撃をされて、そこにある本人確認情報が漏えいしてしまうのではないかと。もちろんその中には、既存住基サーバが既存の庁内LANにあります。より詳しいいろいろな個人情報の漏えいを含めて、インターネット側からそういう情報が漏えいしてしまうのではないかとということが1つ目のセキュリティ上の懸念であります。

それから2つ目の懸念は、市町村のインターネット側からではなくて、市町村にとっては上位の住基ネット側から何らかの不正なアクセスがあって、その市町村のCSなり市町村の既存の住基のデータを盗まれるのではないかと。つまり住基ネット側から侵入されてくるのではないかとということであります。こちらの部分につきましても、地方自治情報センター、全国サーバのほうにはIDS、IDPというネットワークを24時間監視して、危険な振る舞いをするアクセスがあるのかないのかということ監視する装置が付いていますけれども、市町村のCS、市町村のデータが入っているサーバ側にはそういう監視体制はできておりませんので、このことにつきまして大きな懸念を持っております。ですからCSから見ると、下流であるインターネット側からの侵入と上流である住基ネット側からの侵入と2つの侵入経路があって、どちらも今監視体制はできていないというのが私の認識です。

それから3番目の懸念は、私どもは各市町村を個々に回らせていただいて、現場の声をたくさん聞いてまいりました。これはアンケートのかたちでも聞いてまいりましたし、現実にその現場に伺って、話

を伺ったりもいたしました。そういう中で感じたことは、特に小さな町村におきましては、現場の対応が非常に混迷を極めているといたしますが、困っておられる。夜も心配で寝れないというような現場が現実にかくさんある、そういう現場をたくさん見てまいりました。いくらシステムがきちっとできていたとしても、現場がこういう対応状況では、現場の人為的なミスで、もちろん故意ではないんですけども、人為的なミスで個人の情報が漏えいする危険も大いにあろうかというふうに感じました。現場の負担が、今のような大変高い状態が長時間続くということで漏えいすることもあるかと、このことも懸念いたしまして、現場の担当者の負担もともかく減らさなければいけないと思いました。これが3つ目の懸念であります。

4つ目の懸念は、地方自治情報センターにデータをすべて持っていくという体制が、本当に個人情報を守るという意味で正しい選択なのかということであります。現在は分散ネットワーク、分散のデータベース処理の時代でありまして、自分のところのデータは自分のところでしっかり管理をして、ほかからの問い合わせに関してはネットワークを使って問い合わせをしてもらって、この人は本人ですかという問い合わせにイエスかノーかを答えればいいわけであって、データそのものをそっくりそのまま全国サーバに上げるような体制である必要があるのかということであります。もちろんそこには費用対効果という話も出てくるでしょうし、どうかたちが最もセキュリティ上安全でコストもリーズナブルなものになるのかということをしかりと検討をしていくという必要もあるかと思えます。

以上4つの点、市町村にとってのインターネット側からの侵入、市町村にとって上流からの侵入、市町村の現場の方の負担を減らさなければいけない、そしてすべてのデータを全国サーバに上げることの是非、この4つの点についてこれからしっかりと議論をしていく、またそれぞれ何らかの解決を見ていかなければいけないと思っております。

資料2の2ページ目は、今申し上げた、まず1つ目の問題。市町村におけるインターネット側からの侵入を防ぎたいというものであります。これは既に県が出された方針の中にあるものと一致をしております。解決の方法は2つあるわけで、1つはインターネットと分離をします。この分離という中には、市内のLANも、市内の既存住基サーバも含めてしっかりとインターネットと分離をして、既存の住基サーバについてもセキュリティを確保した上でCSの個人情報も守っていくという方法であります。もう1つは、そういう体制がとれない間は媒体交換方式でCSのデータを守る。もちろんこの際には既存住基サーバのデータは守れない状況ですので、これについては急いでインターネットからのやはり分離というものを図っていく必要があると思えます。緊急避難的にCSの個人情報を守るという意味しかありませんけれども、媒体交換方式で分離がなされるまでの間はしのいでいくということ。ですから、これがインターネット側からの、先ほど申し上げた第1の懸念について解決する方法でございます。これがまず第1次版の住民基本台帳ネットワークというふう考えております。これが、まず最初の提案でございます。もちろんこの下に黄色で書かせていただきましたけども、他県からの不正アクセスをされる危険性は依然残るというような問題がございます。

次に3ページをご覧くださいんですけども、これが2つ目の懸念。各市町村のCSに入っているデータを住基側から侵入されたアクセスによって漏えいしてしまう懸念があるのではないかとということについてなのですが、ここにIDPという装置を置くというのがこれの解決策であります。ちょうど緑色の県の領域の中の真ん中よりやや右側のところにIDPという装置がございます。これは、地方自治情報センターが全国サーバのところに置いて全国サーバに入ってくるいろいろな侵入を防ぐために活用をしているネットワークの監視装置でありますけども、この装置を使って県内もしっかりと監視をしよう。私どもはこのIDP、もしくはIDSの必要性につきましては、既に5月の報告書の中で、

これを各市町村に置きましょう。ですから120市町村にIDPを置きましょう、IDSを置いて、それを相関分析ができる人間も配置して24時間監視をしましょう。それには5年間で80億という経費もかかりますということを書かせていただいております。それをもう少し効率よくやろうというのが第2次版の骨子であります。もう一度2ページに戻っていただきたいんですけども、県内の通信拠点と呼ばれるところから各市町村まで線が1本ずつ出ております。この1本ずつ出ておりますので、各市町村までの間はその1本1本についてこのIDPもしくはIDSというものを置いて、1本1本の線を監視しなければいけない。そうすると、線は120本あるわけで、それだけIDPの数も増え監視しなければいけない対象も増えてしまうということで80億という額が出てまいりました。これを、第2次版の私の案では、その部分をネットワークの仕組みを変えてしまいまして、ここの中で黄色で書いた県域の住基網。これは長野県が独自に作る行政ネット、行政に限る必要はないとは思っておりますけども、地域のネットワーク網でございます。このネットワーク網を従来のLASDEC経由で通信業者から借りているネットワーク線をそのまま利用し続けるのではなくて、県が独自に安全なネットワークを作る。その中の構成もすべてオープンな、県にとって管理がしやすいネットにして、その大本のところにはIDPを1台置くというのが第2次版の骨子であります。ですから、ネットワークの部分を実際の通信業者のものから県独自のネットワークに変えて、その大本にIDPを置いて、ここを24時間監視をしてやろう、大本のところを監視をしてやろうというのが第2次版の骨子であります。この部分につきましては、地方自治情報センターが出されている資料を見ましても、県が独自に県内のネットワーク網を構築してLASDECが提供するネットワークの代わりに利用しても良いということになっておりまして、実は一部都道府県でこういう形でやっておられるところもあるというふうに聞いております。これにつきましては、後で県のほうに少しそのことを説明いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。こういう形でやるのが第2次版ということになります。

ここまでで各市町村のCSはインターネット側からも上流からも守れるという体制が整うわけですが、依然として各市町村、小さな小さな村や町にもやはりCSが置かれていて、その管理をしなければいけないという、各市町村における担当者の苦勞というのはいくらも変わりませんので、それを解決するのが4ページの第3次版ということになります。これは小さな小さな市町村においては個々にCSの管理をするのではなくて共同のセンターを作りましょうということになります。共同のセンターを作ってそこをお願いをします。共同のセンターの運用により、中小規模の市町村のサーバ類を集中運用管理をします。この部分は専門家がしっかりと運営管理をし、またセキュリティ面も常に監視をし続ける、非常に強固な共同センターというものを作りたい。そこに希望をされる小さな市町村はCS網、また既存の住基のサーバも預けるかたちで、既存の住基サーバも守れ、CSも守れ、という体制をとることになります。これはもちろん強制ではなくて、大きな市の中で、私のところでもう責任を持って管理ができますということは別に必要はありませんけれども、共同センターを運営して小さな市町村の担当者の苦勞を軽減したいと考えております。特にこの共同センターはどのような位置付けがいいのかというのは、いろいろこれからまた議論をしなければいけませんけれども、例えばNPOのようなところが大体の監査ができるような、また共同センターのあり方についての試行ができるような体制をとりつつ、民間また市町村のご協力のもとで、私の観点ではいろいろな形態を共同センターが複数あって、各市町村はこの複数ある中からいいと思うところが選べるという体制がとれないかと考えております。また複数のそれぞれの共同センターは、このNPOが常に監査をして、その監査結果を公開をされ、またこの共同センター同士がお互いにセキュリティ面でコミットし合う。それで互いにセキュリティ面をチェックし合って、またこのデータをアクセスするときにも、複数の共同センターへのアクセスが成

功しなければ、その1つのデータが取れないというような仕組みも作り、よりセキュリティを高いものにしていきたいというように考えておりますが、これにつきましては、これからまた議論をさせていただきたいと思っております。共同センターの部分につきましては、言ってみれば、中澤委員さんのところでやっておられる上伊那情報センターというのがいい見本だというふうに思っております、ぜひ中澤委員さんにこの部分で発言いただければと思っております。

そして、次に5ページ、最後の部分であります、これはデータをすべて全国サーバに上げる方式がいいのかどうかということになりますけれども、LASDECへの委任事務を再検討をして、より安全なシステムを構築していくという視点でございます。この点につきましては、まだ8月15日の知事の表明から時間があまりありません、詳しい議論を私どもはしておりません。吉田委員、佐藤委員とこの案を作ってきたわけですけれども、この件についてはまだ議論をし尽くしておりませんので、これからこの部分については、どのようにすればいいセキュリティが保て、どのような運用が可能で、どのくらいのコストが掛かるのか。それを含めて検討をした上で、たたき台をさらに詰めていかなければいけないというふうに思っております。こういうものは、すべてこの審議会の中だけでできるものではありませんので、ぜひ県でもご協力いただいて、一緒になって、また知事も15日の会見にもありましたとおり、県だけでできるものでもありません。市町村のご意見を伺いながら、一緒になって同じテーブルに皆さん座っていただいて、この1次から4次までの住民基本台帳ネットワークの案についてご議論をいただいて、一步一步進めていきたいと思っております。ただ、一步一步ですけれども、できるだけ早急に進めていく必要があるかと思っております。また、こういった議論と並行をして、先ほど清水委員のほうからもありました費用対効果ということについての議論を、進めていきたいと思っております。

以上が8月15日の県の方針を受けての1次から4次までの住民基本台帳ネットワークのこれからのあり方というたたき台の説明でございます。これにつきまして、特にご意見をいただきたいと思うんですけれども、その前にすいません。まず県の事務局の方に、3ページにあります第2次版の県域住基網を独自に作るということ。これはLASDECでも認めていると私は思っておりますけれども、県のほうでご意見といたしますか、この部分について説明ございますでしょうか。

西泉市町村課長：

詳しい資料を持っておりませんが、確かに住基ネットを導入する際に、3つのパターンが認められておまして、不破会長ご指摘のとおり、こういった県独自のネットワークを構築することは、その認められている形態の1つであると理解しております。

不破会長：

はい、ありがとうございます。

それから、第3次版の共同センター方式については、中澤委員さんのところでもう既にやっておられるということで、これはそれに違反になるとかそういうことはないんでしょうね。

それから第4次版というのがありますけれども、LASDECへの委任事務の再検討ということについては法律的な検討も必要だと思いますけれども、この点について清水委員さん。

清水委員：

住民基本台帳法ではですね、そもそも住基ネットの都道府県の事務、地方自治情報センターがやっている仕事というのは、もともとは都道府県がやるべき仕事を委託してやるという、そういう規定の仕方

になってるんですね。ですから、全国の都道府県の中で、それぞれ都道府県が自分のところでやりますというふうに解約をしようと思えば、それはいつでもできるような規定になっています。全体的にやるということではなくて、部分的にやるのはどうかということではありますが、明確な規定はないんですけども、委託契約というものは、本来合意でその範囲はいくらでも決められるはずで、それは契約の自由の原則として可能なんですが、法律が規定しているのは、30条の10というところで、どういう事務についてセンターに委託しますよということは書いてありますので、逆にいうと、その範囲内のことであれば、どの部分について委託をする、しないという、部分的な合意というのも法律的には可能になると思います。つまり100か0かではなくて、今こっちは50しかできないので50は自分でやります、あと50をお願いします。そのあたりの数字が都道府県によって変わってくる。それぞれの都道府県の力の差によってそういうものが出てくることは法律ではしていると考えています。

不破会長：

はい。私も今言ったように、あり得ると思います。全国サーバのものをいきなり100%県がすべてやるということだけを検討するのではなくて、100か0ではなくて、80：20とか、70：30とか、いろいろな検討があろうかと思えます。また段階によってその数を増やしていくということもあろうかと思えます。この点につきましても、これからの議論になりますけども、この1次から4次までの案、それぞれについては根源的な問題とか仕組みとして成り立たないということはないというふうに私は思っております。今、説明させていただいた案で、いきなりこれでご意見をというのも難しいかもしれませんが、吉田委員さん、ご意見いただけますか。

吉田委員：

今日よりも過去の情報を集めて組み立てていけばこの絵のようになると。これ以外のかたちの選択肢はあまりないだろうと理解しています。よって、今この時点で実質的な細かい話をする時間はないんですけれども、まず第3次までどれぐらいのタイミングでできるかというのをはっきりさせる必要がある。その背景には重要なことがあって、清水先生のレジメで3番、4番にあるようなコスト、いわゆる費用対効果という観点も加味されていると。それから、市町村の選択権というところに話が及ぶ故にこういう絵になっているということ、きょうはマスコミの皆さんもたくさんいらっしゃると思うので、ぜひそこをこうしていただきたいなと思っておりますが、知事が日曜日のテレビの番組で資料1の3ページの絵を出されています。これは本当に重要なことを提起されたわけでして、例えばA県のb町から転出してB県のf村に転入するということにですね、オンラインで事務が全部行われているということが前提であれば、中澤委員から従前指摘されておられる既存住基の情報ですね、例えば6情報以外の情報、年金だとか社会保険だとか、そういう情報がネットを通じて流れていくわけですね。全部ひも付けられて連れて行かれて、流れてしまう。6情報しか流れないというのほうで、現実にはそれがひも付けられて流れていくから、それを県が関与せず、かつL A S D E Cも関与せず、国も関与せず流れていくことが問題ですね。これは明らかになっている点で、知事はそこを指摘されてるわけですがけれども、であるなら、安全レベルもしっかり把握する必要があります。ネット上に6情報以外の情報が流れているという現実。既存の住基サーバの中に入っている情報も連れて行かれてしまうのである。転出して転入すると、そういう情報もネット上を流れていくということが問題であるので、だからこそ、安全なネットワークというものを考えざるを得ない。この4つのパターンの中で長野県としての安全性というものを検討していくということになるかと思えます。よって、県にぜひ依頼したいのは、清水先生の3番の説明で費用

対効果というものがあるんですけれども、今、国が言う、住基ネットを利用することによって削減できるコストというのはいくらになるかというのをすべて洗い出していきたい必要があるだろう。これで、例えば封筒代を入れるのかどうかというのは県の判断にお任せするとして、実質いくら削減できるのかというのは早急にすべて数字ではっきりと確認してください。それと、この考え方に基づいたネットワークの構成に掛かる費用ですね。それも出して、それが40%なのか、50%なのか、70%なのかというような評価は別としてですね、そうでなければ今は対比できないと。よって、ここで今までの背景がある形のネットワークを構成すればこういう形で、だからこそ守らないといけないのがこういうレベルにあるのだという前提をおいた上で、県内の対策をはっきり明らかにする。その後、清水先生の4番目にある指摘の市町村の選択権。そこまで事実を明らかにした上で、首長さんの判断でさらに議会対策を経て、それでも接続するほうが正しいのか、それとも、これは問題あるというふうに判断されるのか。すべてのリスクを背負ってでも接続して問題ないと判断される首長は接続をしていただき、自分たちの力で接続できるんだというところには、自分たちの独自の形で安全性を確保していただいて接続をしていただければいいと。それは問題だということであれば、共同のセンターという形で、ご依頼をいただいてその中で安全性を確保される方法というのもあると思います。

不破会長：

はい、ありがとうございました。

今、吉田委員のほうから県への依頼ということになるかと思えますけども、住基ネットのメリットというもの、どのぐらいのコスト削減になっているのかということ算出を至急してほしいという依頼がございましたけども、事務局のほうはいかがでしょう。

西泉市町村課長：

国のほうで概算をした表を作成しておりますので、まず表を見ていただいて、その上でまたご議論をいただければと思います。

不破会長：

概算ではなくてですね、例えば県庁の中だけでも結構ですけども、具体的にどれだけの削減が実際にできたのかと。何がどう削減できていくら、どの部分をどうなったからいくらというのを出していただくことはできませんか。

櫻井委員：

総務省はですね、計算をしてるとおっしゃいましたけれども、総務省はこれまでに住基ネットの関係で390億円が掛かったというふうにならざる言ってきたわけですけども、よくよく調べてみると、805億円掛かっています。倍以上掛かっています。住基ネットというのは、どうして導入されたかという、行政コストを下げますよということで、地方自治体の負担が軽くなりますよ、住民もメリットがありますよということは非常に大きなセールスポイントであったと思います。私は片山さんに、どうぞどういうメリットがあるのか私を説得してくださいと言いましたけれども、片山総務大臣は住民票のことしかおっしゃらない。住民票を全国どこでもとることができるほどのメリットしかないにもかかわらず、これまで805億円も費やし、維持管理に190億円も掛かる。長野県でいえば、今まで22~3億円も掛けて、5億3,300万円もこれから毎年払っていかなければならない。例えばどこの課な

り、どこの町でも市でもいいと思うんですが、長野県下の自治体の協力を得て、一体どのくらいのコストが掛からないから、どのくらいのコスト削減になりますから、ということ、やはり数字できちんと出して、住民、県民にお見せすることは非常に大事なことだと思うんですね。これまでというのは、この住基ネットは本当に住民のためになっているのか、このような税金の使い方が正当化されるのかどうかというものはわからないわけですから、総務省の調査を見て考えるというよりは、もうこれだけ切迫している時期ですので、私は非常に早く、個々の自治体の協力をお願いしたいと、県からお願いをしてくださって、この金銭面でのメリットというものを、数字できちんと出していく必要があると思います。

清水委員：

ちょっと1ついいですか。日弁連でアンケートしたときも、全国的に回答してもらったんですが、よそだったらメリットあるのかもしれないけれども、うちはよくわからないとか、ないとかってというのがとにかく多いんですよ。でも、そのメリットと言われるものを見れば、果たしてどうなのかなっていう、よくわからないですね。メリットがあるかないかと言えば、あるような気がする。ただ、それはこれだけ苦労して、これだけ金を掛けてメリットと言えるようなものなのかなっていうところを、それはやっぱり金銭的な比較をしていない。そうした場合に、たとえ1円でも10円でもメリットがあれば、何十万でも何百万でも掛けるのかというような、公務としての仕事の仕方をして今の自治体はいいのかという問題だと思うんですね。そのときに総務省の側が出していたというのは、それは長野県の代理で出してくれているわけではないし、長野県の各市町村のものを出してくれてるわけでもないと思うんですね。また、総務省だからいつもウソつくとは思わないけれど、総務省のデータさえ信じていけば、長野県は、市町村は、それはそのままのみにしていいのかという状況にはなると思うんですね。やはり県民や個々の市町村、それから県が納得する、自信を持ってやっていくためには、長野県としてどれだけ数値に替えたときにメリットがあるか。それが過去だけでなく、その後3年分、5年分でもいいと思うんですけども、やはりきちんとして出すんですね、それは出したからそら見るということではなくて、これはもっとこういうメリットがあるだろうという部分を入れてもいいし、またこういう費用が掛かるんじゃないかということで、またその費用のところへ入れてもいいし、完成版としてという意味ではなくてもいいので、ぜひとも県、それから県内で協力してくれる市町村には、こういうコストが掛かります、こういうメリットがありますということを数字で打ち出していただいたほうが議論もしやすくなる。コスト部分をいかに削減するか、あるいはメリット部分をどう多くするかということの議論をそれぞれの自治体でやってもらっても構わないし、やはりメリット、デメリットという抽象的な議論ではなくて、そういう具体的な議論が自治体にとっては意味があるんじゃないかと思います。

不破会長：

はい。私もこの1次から4次までの計画を全部、ぜひメリットというものを数字で出していただくと、政策が練りやすいので、できれば大規模な市のメリット、中規模な町のメリット、逆に小規模な村のメリット、それぞれの金銭的価値というものを出していただくようお願いをいたします。

清水委員：

例えば、ぜひ松本市で出していただきたいですね。

西泉市町村課長：

まず、ちょっと検討させていただきたいと思うんですが、どの部分ができるか不明ですので、この場で今すぐ回答できませんが、できる限りの努力をした上で、またご報告させていただければと思います。

清水委員：

それはおかしいでしょ。それは、どんなかたちであってもやらなければおかしい。お金が掛かることは間違いないんで、これから掛かることも間違いないんです。にもかかわらず、どういうメリットがあるかというものを具体的に説明できないものであれば、それは即座にやめるべきです。

西泉市町村課長：

メリットを金銭的に評価をする、その難しさを申し上げているんです。

清水委員：

だったら、それはあなた方がやるでしょ。

西泉市町村課長：

すいません。努力はします。検討をしてみります。

清水委員：

だから、それは日本語としてわからないんですよ。やりますが不十分なものになるかも知れませんかと言うのなら、やるんだなと思いますけれども、あなたの答え方はわからないですよ。やるんだか、やらないんだか。

西泉市町村課長：

やる方向で検討をさせていただきます。

清水委員：

やってくださいとお願いしている。

西泉市町村課長：

やる方向で検討させていただくと申し上げているんです。

櫻井委員：

不完全のものでもよしいからやりますとおっしゃってくださればいいんですよ。私はいつも感じるんですけども、この住基ネットの根本的な欠陥というのは、説明責任が全く果たされていないということです。まず、総務省において意図的に果たされておりません。県によって恐らく全体像がわからないという意味で果たされていないと思うんですね。そして負担をかぶるのは市町村なんです。その市町村の住民である国民なんです。あなた方、何のために仕事しているんですか。住民のために働いていらっしゃるでしょ。そこを考えると、原点を忘れて、やるべきことをやらないということは許されないんです。説明責任をきちんと果たしていくのが住基ネットを強力に押し進めようと言うならば、

最低限の責任だと思えますよ。

不破会長：

ぜひ、ここはやるというふうをお願いをしたいと思えます。その結果、この部分はちょっと今までできなかったという報告でももちろん構いません。この部分はわかったと。その部分はさらに調べているというような報告でも構いませんので、やるということをお願いできませんか。

櫻井委員：

住民の皆さんは当然知りたいと思えます。自分たちが番号を振られてるんですから。カード500円で買いなさい、差額は税金で埋めてあげますよ。どういうメリットがあるのか、あら、住民票はどこでも取れるの？ それはいいかもしれないけれども、ほかの分野はどうなるの？ 長野県はそれほどお金持ちの県ではないのに、教育にもお金が掛かる、福祉にもお金が掛かる、お年寄りの介護にもお金が掛かる。その5億3,300万円、これから毎年出ていくことを考えれば、今後、どれだけのお金がこれによって削減できるのか、どうなのか。知りたいと思うのは当たり前ではないでしょうか。そんなこともわからないで、役人なんかやってるのは間違っています。

不破会長：

いかがでしょうか。

田中知事：

ご指摘の点に関してはですね、これは行うということで、私どもの各部署に指示をいたしたいと思っております。西泉が申しました、計量化できないところは、これはもうすべての事象に関して行うことはできないわけですが、わかりやすく説明するように努めたいと思えます。

不破会長：

では、よろしくお願いいたします。

清水委員：

それと県だけではなくて、市町村も。

不破会長：

大規模な市、中規模な町、逆に小規模な村、それぞれできればコスト計算をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは次に中澤委員さんどうですか。

中澤委員：

現状では都道府県知事の事務をLASDECに委任しているわけですが、県のいわゆる事業主体としての認識があるのかどうか。これから見直しをするとか、あるいは独自のものを作るということであれば、そういったものの企画立案やそれに掛かる費用、運用体制の素案は、当然事業主体となりますので、県で練り上げてもらいたい。こういうふうにしたいたいけれども、皆さんどうですかというかたちで審議会にかけてもらいたい。審議会の委員が作り上げるという必要はないと思えます。くれぐれも白紙の

状態から丸投げみたいな話はやめていただきたい。それからもう1つ、現実的には、現在どういう状況が話しますと、市町村も当然お金と労力をかけてきている。実際に不破先生が出された案でいくと、第3次の案は、現実的にはLASDECの作っているシステムをアレンジして使うということになる。それで、第4次版になりますと独自アプリができるかどうかということ。特に4次版のあたりにLASDECとのお話というのがあるわけですし、今までお金も労力もかけてきたシステムを見直すということは、市町村にまた負荷がかかる。こういうことはやはり避けていただきたいと思いき、財政負担が生じるような場合には、県の責任でお願いしたい。それから、今までLASDECに委託して作っているものというのは、LASDEC側が自主的に作ったものではなく、あくまで推進協議会を構成している47都道府県が委任をして、LASDECが開発してきた。その過程の中では、例えば一番最初には住基ネットの基本仕様の素案が提示されて、それに対して市町村は意見をあげまして、修正を行っている。次は、運用設計はどうしますかと。それも素案は幹事会で作成し、それに対してまた市町村が上げてきたものを持ち上げて修正を加えていただいでできあがってきている。そういうように2次、3次の案のところでは、これは若干アレンジした運用というような格好になりますので、こういう原案が実現するように、もう少しLASDECとの話をきちんといい形でやってほしい。

不破会長：

ありがとうございました。県は事業主体としての責任を持って、これらの案を現実化していくことの主体は県であるだろうと、私もそれはそう思います。私も委員だけではとてもこの案を進めることはもちろんできないわけですので、この案をここでもし素案として決めさせていただくならば、それを県に出すということになります。それを県が受けて具体的にどうされていくのかということを検討をいただくと。検討のためには、もちろん私どもも相談にも応じますし、一緒にお仕事をさせていただくこともいけませんけれども、最初は県と市町村ということをぜひお願いしていただきたいと思いき。

それでは、次に清水委員。

清水委員：

費用対効果のことにこだわるのは、今までのやり方だとやはり市町村の負担が余りに重過ぎるだろうと。コスト削減に比べて支出が余りに多くなってしまいうだろうと。そここのところのバランスをまともなものにしていくためには、こういう方向性がいいのではないかと考えていると。ですから、今後の市町村の職員や財政の負担というのをなるべく軽減する方向になっていると思うんですね。もちろんこれから具体的に進めていく中身については、今まで以上に市町村と県のほうできちんと話をしていかなければいけないし、他の都道府県と情報交換をしていく部分があるわけですから、県の中だけでクローズになってるわけじゃありませんので、ここで不便が起こらないようにするための議論というものもしなければいけないと思いき。そういった意味では、LASDECに全部丸投げしていたときに比べると、独自にやっていくときには相当な負荷が県のほうにかかってくるだろうと思いき。その分をいかに軽くするかというところを考えなければいけないだろうと思いきけども、基本的な方向性としては、このたたき台というのは、市町村の負担をはとにかく軽くしようと。それから1つのモデルというのは中澤さんのほうでやってらっしゃるやり方がいいのではないかと考えていたので、それを一部採用していただいている。このやり方がやはり現実的なのではないかなと思いきしています。それを採用するとしても、やはり新たなものを制度に入れていく場合には人的にも財政的にも負担がかかる問題ですから、新しいものだからいいものだということではなくて、やはりコスト意識というものをちゃんと考えなければい

けない。メリットというのを過大視してはいけないし、また、可能性のあるものについて過小評価してもいけないし、そういう部分はあるわけですが、そこをきちっと見ていこうと。ですから、数字的にメリットのほうが小さいものになったときに、これは伸びるんだということを様々な角度から議論をして、これは必ず伸びるメリットであるというふうに評価をされるのであれば、そのときに行うと。いずれにしても、我々としては市町村が安心できるような方向性を提案しなければいけないと思います。

中澤委員：

第2次版の考え方というのは、基本的に市町村のきちとした管理運用を前提として成り立っているものです。私はそういう意味では市町村の負担は変わらないと思います。今、全国センターが組んでいるネットワークを県域住基網に置き換えてみても、これにつながっている市町村が管理運用をきちっとやるということが前提にないと、問題の解決にはならないのではないかと。

佐藤委員：

これは必要条件であって、この形態がすべて問題を解決するわけではないと。これは県外からのアクセスに関するの防御を強めるという意味だけですよ。だからといって現場の環境がよくなるわけではない。

我々は、いろいろと今までこの住基ネットの問題、いろいろ問題点の指摘をしてきました。従って、いわゆる安全性の指摘をしてきたわけですから、その安全性を一つ一つクリアするためにどうすればいいかということでこの4つの案が出てきたということですから、まず安全なネットワークを作ることです。それから、このネットワークを作ることによって県の独自性が多少入ってくる。そのときに県民が不利益を被らない、長野県として全国に比べて機能ダウンをしないという前提でこういうものを作る必要がある。3つ目はコストです。これは先ほど市町村には迷惑を掛けない。私は県と市町村、トータルとして、長野県全体として、この仕掛けに変わることによって、運用コストも含めて長い目で見てコスト削減ができると。こういう形態をデータを使うべきだと思います。従って、一時的にコストが掛かっても、それは何年かの中で回収ができれば、それはよしとする必要があると思います。そのためにはまず、今、いくら掛けているんだと。この改善案以前の問題で、現状支出の分析がされていない。それから、メリットに対してどこまでお金を払うかということになりますから、ただ単に費用だけ費やしてどんどん、どんどん安全だと言っていいものではありません。そもそも住基ネットというのは、コスト対メリットに対してどういう分析をしているんだろう。それに対して新しい手法をとったときに、どれだけコストが下がって、どんなメリットが起こるんだという、我々は次の段階の分析をしようとしてるわけで、現状のものを出していただかないことには話にならないということです。最終的に、その出た資料と我々が改善案を出したものをトータルで考えて、長野県として県も市町村も含めて長野県がこのネットを運営していくほうがコストが安くなるのであれば、この新しい第4次版というものにトライする意義があるわけですし、方法としては検討する価値があると考えます。以上です。

不破会長：

はい、ありがとうございました。櫻井さんはいかがでしょう。

櫻井委員：

さっき中澤さんがおっしゃったコミュニケーションということとはとても大切な要素だと思うんです

ね。住基ネットは本当に一人ひとりを巻き込んでいく仕組みですね。市町村がすべての責任を負わなければならない仕組みになってますから、その中でどういうふうにして、より良い仕組みを目指していくのかということは、みんなの利益に関わる。根本は誰でも対立する必要はない。だから、住民の皆さん方にもそうですし、市町村の皆さんにもそうですし、私たち対してもそうだと思います。だからあらゆる方法でですね、こちら側からの説明、向こう側からの説明というものをする必要があります。コミュニケーションを図っていくことは、新しく仕組みを作っていくというときに、とりわけ大事なことを感じています。

不破会長：

はい、ありがとうございます。各委員ともこの1次から4次までの案について反対という意見はなく、むしろこれをもとに今いろいろご議論をいただけたと思っております。これでこの審議会におきまして、この1次から4次までの案を骨子とする、新しい住民基本台帳ネットワークに関する検討というものを、これを素案としてご承認いただけたということによろしいでしょうか。

(はいの声)

ということで、これを正式なものとして、県のほうにこのかたちで提出をさせていただきたいというふうに思います。これをもとにぜひ県のほうで検討を行っていただきたいですし、コストという検討も加えていただきたいと思います。また、私のほうでの説明に至らない点、または説明不足な点がありましたらどうぞ相談等をしていただきまして、また各委員もそれぞれの分野について専門の知識を持っておりますので、適宜、私ども委員を使っただいて、早期にこれの実現のためのアクションを起こしていただきたいと思っておりますけども、県の側としていかがでしょうか。今、ここでいきなり出されていかがでしょうかというのも厳しいかもしれませんが。

中澤委員：

案の1にしる2にしる3にしるですね、これに基づいて、いわゆる事務的検討を加えて、一応こうやるとしたらという計画的なものを作って、なおやるかやらないかはこちらできちんと議論をすると。

不破会長：

もちろんそういうことです。

田中知事：

そういう意味では、いわゆる侵入テストということも、これに先駆けて行うということで、委員さんのご協力をお願いしたいと思います。

清水委員：

侵入テストの件で世田谷区の事例などに関して、ちょっと吉田さんから説明していただけないか。

吉田委員：

はい。米国などで公表されている数字っていうのは、プラストに関してはですね、57万台感染したということになってます。国内の大学、それから学術研究系、それから、いわゆる東証一部の大手企業、このほとんどが月曜日から電話が鳴りっぱなし、カスタマーサポートですね。どのように駆除したらいい

いのか、感染しているかどうかわからないんだけど来てくれないかとか。総務省のほうでは自治体は大丈夫だと。ファイアウォールがあるから安全だというコメントを繰り返し出されていましたがけれども、インターネット側からの侵入という側面だけ見れば、ファイアウォールがあるからというロジックはあるかもしれませんが、現実はその内部から、フロッピーだとか、メディアの媒体の感染などについては触れていないので、だから恐らく正確なシステムができていないんだろうと。このあたりを総務省としてどういうふうに解釈するのか。ファイアウォールがあるから安全だという議論だけで、今回のプラストに関して大丈夫というふうに言えるのかというのは、非常にグレーな感じがしますので、やはりそういう意味では侵入テストをやること、どういった経路で、どのコンピュータがどういうふうに健康なのか、健康診断は必ず必要なのだと考えます。

不破会長：

はい。今、知事のほうから侵入テストについてご協力をというお話がございましたが。

清水委員：

はい。日経新聞の記事に総務省のコメントが出ているんですが、ファイアウォールがきちんと設定されていれば、MS プラストは住基ネットに侵入できないと言ってるんですね。そのMS プラストの問題で世田谷区が住基ネットを切断しているってことは把握してるわけですよ。でも、ファイアウォールがきちっと設定されていれば侵入できないという理論であるならば、世田谷区に対して、約3,000の住民の住民票の異動に関して、住基ネットつなげなきゃ駄目じゃないかというべきです。とにかく我々の提案に対して、安全なんだからとにかく切断するなということを言ってるわけですからね。ところが、その片方でMS プラストについて把握していながら、何の処理もしないで、ファイアウォールが設定されていれば侵入の危険はないんだと。これはセキュリティのことについて、どういう責任感覚を持っているのか全く理解できないですよ。ですから、総務省が言っているから安全だなんていうものではなくて、私は世田谷区の対応が正しいと思うんですけども、やはり自治体のほうで、総務省が何と言うから大丈夫とか、駄目だとかっていうことではなくて、自分たちで住民に責任が負えるかどうかという視点で考えなければいけないと思うんですね。そういう点からすると、世田谷区には何も言わないでいて、ファイアウォールがあるから大丈夫だと相変わらず言っているというこの総務省の態度は、非常に無責任だと感じました。ぜひその侵入試験はやる必要があるだろうと思うんです。

不破会長：

先ほど知事からも協力要請がありましたので、この侵入実験について吉田委員を中心に協力体制をお願いしたいと思います。

佐藤委員：

じゃあ、もう1点。プラスタの問題は非常に大きい問題だと思いますね。基本的には国は安全だと言ったんだけど、実際には市町村の担当者はそれを信用せずに自ら切ったわけですよ。国は安全だと言いながらも担当者は切ったわけです。その担当者のいる、じゃあ市長さんはどうおっしゃったか。国は安全だから安全だと言ったわけです。多分、市長さんは、国は安全だから切らなくていいと言ったかもしれないけど担当者は切ったわけです。これが本音ですよ。恐らく他の町長さんも、村長さんも、非常に不安がってると思います。これが本音なんですよ。国がいくら安全だと言っても、基本的にはそ

ういう不安というものはぬぐえない。この8月25日に縛られて何十項目というチェックをして、みんな「ああ、 になった」と言って帰ってきてるわけですけども、あのチェック項目の中には、サーバに最近のバッチを当ててるものとあっても、パソコンに最近のバッチを当てるという項目はないんですよ。従って、最新のバッチを当てなくても になるんです。そして になって、国は全部 だから安全だと言うんです。これが現実なんですよ。ですから、そうすると、8月25日にとられているセキュリティに対しては万全であるという自己申告が来た。したがって、住基ネットは安全であるという論理は崩れるということですね、もう既に。ここ非常に大きな問題だと思いますね。その意味でも、やはり長野県の担当者の切実なですね、念のため切ったと。切った理由は、県内22つながってるから、よそから入ってくるかもしれないから念のため切ったと。いや、総務省はそんなこと聞かないんですけど、でもやっぱり切らざるを得ないという担当者の本音。その実態に対して我々はちゃんと応えなきゃいけないし、そういう意味でも、それが本当に安全なのかどうかということは、いろんな意味のペネトレーションテストをやって、その安全性、ないしは信頼性をちゃんと明らかにしていくということをやらなければいけないと思いますね。

不破会長：

はい、ありがとうございます。

最後にもう1点だけ言うと、今まで6月、7月とやってまいりました各市町村への説明会、住民への説明会、これにつきましては多くの質問や感想を寄せられております。各委員さんのご協力を得て、やっと回答が出揃いまして事務局のほうに出しております。ホームページに質問と、それに対する各委員さんの回答が出ておりますので、ぜひそれをご覧いただきたいと思います。全部で質問は250余りありまして、感想も60以上出ており、本当に本音が出ているような感想、質問が多く出ており、これからの審議の中でもそういうことを踏まえてやっていかなければというふうに思っております。

また次回の審議会なんですけども、今日ここでご了解いただいた長野県ネットワークづくりというものがありますので、ぜひ9月に審議をさせていただきたいと思っております。具体的な日程については後でまた調整させていただきますけども、よろしく願いいたします。

田中知事

8月15日の私の会見、また皆さまもその後記者会見をなさったわけですが、やはり私たちは、今まで市町村のセキュリティというものを確保するということ、これはすなわち県民の個人情報、つまり県民の安全を守るということですけども、なおこの点に関しては市町村長や県民に、さらにこうした私たちの考え方、つまり市町村という組織が不利益を被らないということではなく、やはり県と市町村が、まさに県民のためにセキュリティを高める必要があるということですので、そうした中で、皆さまからも、今、中澤委員のほうからもですね、さまざまな点のご提案もございましたけれども、やはり長野県としては、皆さまも今日、不破委員からのご提案のあったように、長野県での独自のシステムの構築ということを見据えながら、いわゆる安全度の侵入等のテストに関しても、ぜひ速やかに行えるように私たちも努力を十分いたしたいと思っておりますし、その点に関してはご協力いただきたいと思っておりますし、またそうした中で、つまり技術的、あるいは法律的な検討ということもお願いしたいと思っております。

私どもの職員も一生懸命やりますが、今後その200を超える自治体の安全度ということに関しても、今後、長野県だけでなく、全国の自治体にとってのこのような状況の中で大変問われてくるのではなからうかと思っております。その点に関しては地方自治情報センター、これは財団法人でありますけれど

も、財団法人がどの程度の情報開示が可能であるかというようなところもありますし、さまざまな見解があろうかとは思いますが、私たちは住民のために働く地方自治体として、これらの部分の情報開示に関しましても、今後ご示唆をいただきたいと思っております。

不破会長：

はい、ありがとうございます。

では、以上をもちまして本日の審議会を閉じさせていただきたいと思っております。どうも長時間にわたりました。ありがとうございました。